

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画土地区画整理事業 世田谷南部土地区
画整理事業

2 理由

当該区域は、昭和44年5月に土地区画整理事業を施行すべき区域として面積約590.0haが都市計画決定され、土地区画整理事業を順次進めてきている。

都では、住環境の整備や防災性の向上など、地域特性にあったより良い市街地整備を推進するため、「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」を平成14年3月に策定し、地区計画など土地区画整理事業以外の整備手法でまちづくりを進めることによって、施行区域から除外することを可能とした。

当該区域内で、東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線の事業に伴い、安全性、防災性及び利便性の向上に資する道路ネットワークの形成、世田谷通りや多摩堤通り沿道に生活利便施設が立地した暮らしやすい街並み、自然環境と調和した良好な街並み並びにジャンクションの上部空間とその沿道などの土地利用が周辺住環境と調和した街並みの形成を目指し、外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画を決定することとなった。

本件は、上記ガイドラインに基づく整備手法を変更する区域として、外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画を定める区域のうち、面積約52.6haの区域について、施行区域から削除し、面積を約537.4haに縮小する変更を行うものである。